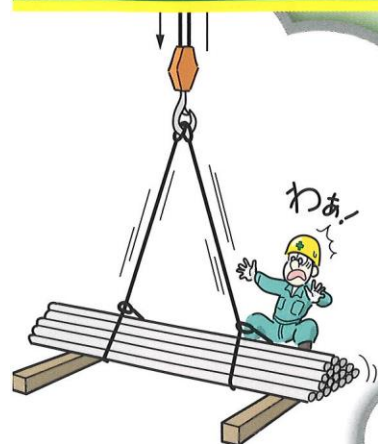


建設工事現場で働く労働者の安全意識を高めましょう!

建設従事者教育

(建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育)



当協会が、事業者に代わって、不安全行動等の防止を目的とした安全衛生教育を実施します。



けんせつぎょうろうどうさいがいはう し きょうかい

建設業労働災害防止協会 (略称: 建 災 防)

けん さい ぼう



建災防とは建設業を営む事業主及び事業主の団体が会員となって、建設業における労働災害の防止を目的として昭和39年(1964年)9月に労働災害防止団体法に基づいて、設立された公益団体です。

不安全行動を減少させる

建設工事における労働災害の防止を徹底するためには、建設工事における元方事業者、関係請負人等の事業者が労働災害を防止するための措置を確実に実施するとともに、建設工事現場で働く作業員も労働災害防止の重要性を認識し、事業者が行う措置に応じて必要な事項を遵守し、労働災害防止活動に積極的に協力することが重要です。

とりわけ、作業員の不安全行動等を防止する観点からすると、事業者は、作業員が守らなければならない労働安全衛生法等に示されている遵守事項の基本的な事項を周知する必要があります。

建設業における労働災害が着実に減少傾向にある昨今においては、「災害」や「労働災害」といったキーワードが、どこか遠い存在になりつつあるのではないのでしょうか。それゆえに、「このくらいは大丈夫」や「みんながやっているから」などの安易な不安全行動に繋がるものと推測できます。

建設従事者教育は、不安全行動等の防止を目的として、建設業労働災害防止協会の都道府県支部が専門機関として、事業者に代わって安全衛生教育を実施いたします。

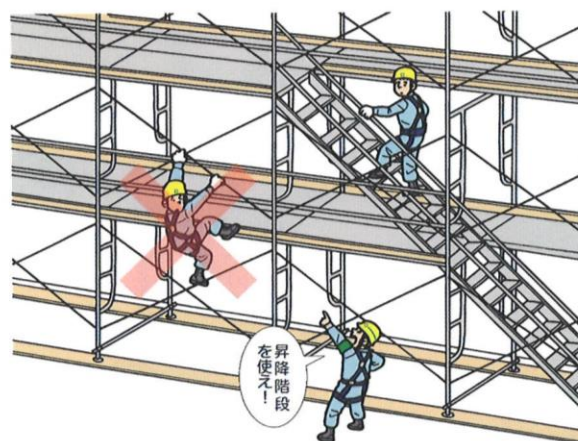
当協会が策定した「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」では、第7次計画期間中の災害発生状況から休業4日以上死傷者数を15%以上減少させることを目標としており、その目標を達成するために、当協会が行う重点対策の一つとして本教育の推進、併せて、会員企業が実施する主要な対策として本教育の実施を掲げています。

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）」は、依頼者様の建設現場に当協会の講師が出向いて実施することとしており、その教育内容については、基本的なカリキュラムにご要望に応じた効果的な教育内容を盛り込むことが可能になっています。

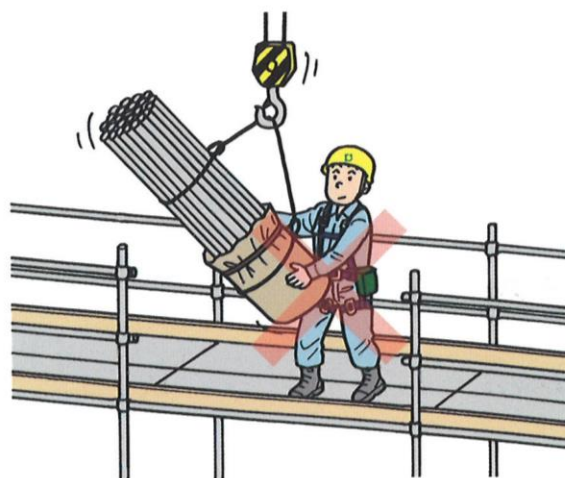
貴社の安全衛生活動の更なる向上のため、是非、本教育をご活用ください。



近道行為



近道行為



省略行為

「建設従事者に対する安全衛生教育」の更なる実施が求められています。

平成 29 年 3 月 13 日

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課長、労働衛生課長、化学物質対策課長から
建設業労働災害防止協会会長に対して

「平成 29 年度の建設業における安全衛生対策の推進に係る協力要請について」を発出

一部抜粋

建設工事従事者教育の徹底

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」（平成 15 年 3 月 25 日付け基安発第 0325001 号）に基づき、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項についての教育の推進を図る。

また、建設工事関係者連絡会議において、発注者等にも周知し、関係者の参加を勧奨する。

厚生労働省 及び 国土交通省は、「建設従事者に対する安全衛生教育の実施」を推奨しています。

平成15年3月25日

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部長から
都道府県労働局長に対して
「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に
ついて(基安発第0325001号)」を発出

平成15年3月28日

国土交通省 大臣官房 技術調査課長から
建設業労働災害防止協会会長に対して
「平成15年度における建設工事事故防止のための重
点対策の実施について(国官技第346号の2)」を発出

都道府県労働局長 殿

基安発第0325001号
平成15年3月25日

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について

建設工事における労働災害を防止するためには、建設工事における元方事業者、関係請負人等の事業者が労働災害を防止するための措置を確実に実施するとともに的確な労働災害防止活動を実施することが必要であるが、併せて建設工事現場で働く労働者も労働災害防止の重要性を認識し、事業者が行う措置に応じて必要な事項を遵守し、労働災害防止活動に積極的に協力することが重要である。

こうした観点に立って、建設業労働災害防止協会では、今般、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法の遵守事項等の基本的事項について周知徹底するための教育手法を示した「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針」を別添のとおり策定し、その普及を図ることとしているところである。

厚生労働省としても、建設業における労働災害を防止する上で、当該指針に基づいた教育の普及が重要と考えられることから、貴職におかれても、管内の建設業における当該指針に基づく建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の普及に努められたい。

国土交通省発注工事の工事成績評定に加点されます。

国土交通省発注の工事では施工業者が「建設従事者教育」を実施した場合、工事成績評定の際に「創意工夫・安全衛生」の項目で、2点が加点されます。

なお、地方自治体も国にならない、工事成績で評価、加点をしているところもあります。

詳しくは各発注機関にお問い合わせください。

建設従事者教育の内容

1. 対象者

建設工事現場で直接建設工事の施工に従事する建設従事者です。

なお、職長又は安全衛生責任者もこの教育の対象者に含めることは差し支えありません。

2. 実施者

最寄りの当協会都道府県支部が実施します。

3. 講師

建設工事についての最新の知識及び豊富な経験を有する方や労働安全衛生法令の専門家が講師を担当します。

4. 教育の実施場所

要請があった建設工事現場の作業所に、当協会の講師が出向いて教育を実施します。

5. 教育の実施時期及び受講頻度

(1) 実施時期：建設工事の着手後、建設従事者の現場入場が出揃う時期の要請者が希望する時期に実施します。

(2) 受講頻度：原則として現場単位で1年に1回とします。

6. 1回あたりの受講者数

実技訓練を行いますので50人程度としています。

なお、小規模工事で建設従事者の人数が20人未満の場合でも、他工事と合同の教育も可能です。

詳細は、最寄りの当協会都道府県支部へお問い合わせください。

7. 教育カリキュラム

学科4時間と実技2時間の6時間の教育です。

なお、現場の作業工程の都合等の理由から、建設従事者を集めることができない又は、まとまった時間を確保できない場合等には、学科と実技を2日間に分けて実施することも可能ですので、当協会都道府県支部にご相談ください。

科 目	内 容	時 間
1 労働安全衛生関係法令	事業者の責任と労働者の遵守義務	0.5時間
2 安全施工サイクルに関する事項	安全施工サイクルの実施方法 (安全ミーティング、KY活動、現地KY、作業手順等)	1.0時間
3 現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項	①現場での安全管理体制 ②現場での安全点検 ③有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 ④その他労働安全衛生に関する具体的実施事項 ※	1.5時間
4 労働災害の事例及びその対策	作業行動による労働災害防止対策 (ヒューマンエラー関係を含む)	1.0時間
5 実技訓練 (現場でできる実技体験訓練)	①服装及び保護具(呼吸用保護具、保護帽、安全帯等)の適切な装着方法 ②現場での合図の種類、方法及び確認 ③適切な安全指示の方法と対応 ④その他労働安全衛生に関する実技訓練 ※	2.0時間
合 計		6.0時間

※ 現場の工事の種類や受講者の職種に応じた対応が可能です。

実技体験訓練の例



重機との接触事故防止のため、オペレーターと誘導者の合図確認の実技体験訓練



土砂崩壊に類似した恐さを体験するための土圧の実技体験訓練



のり面からの墜落災害防止のための安全帯フック掛けの実技体験訓練



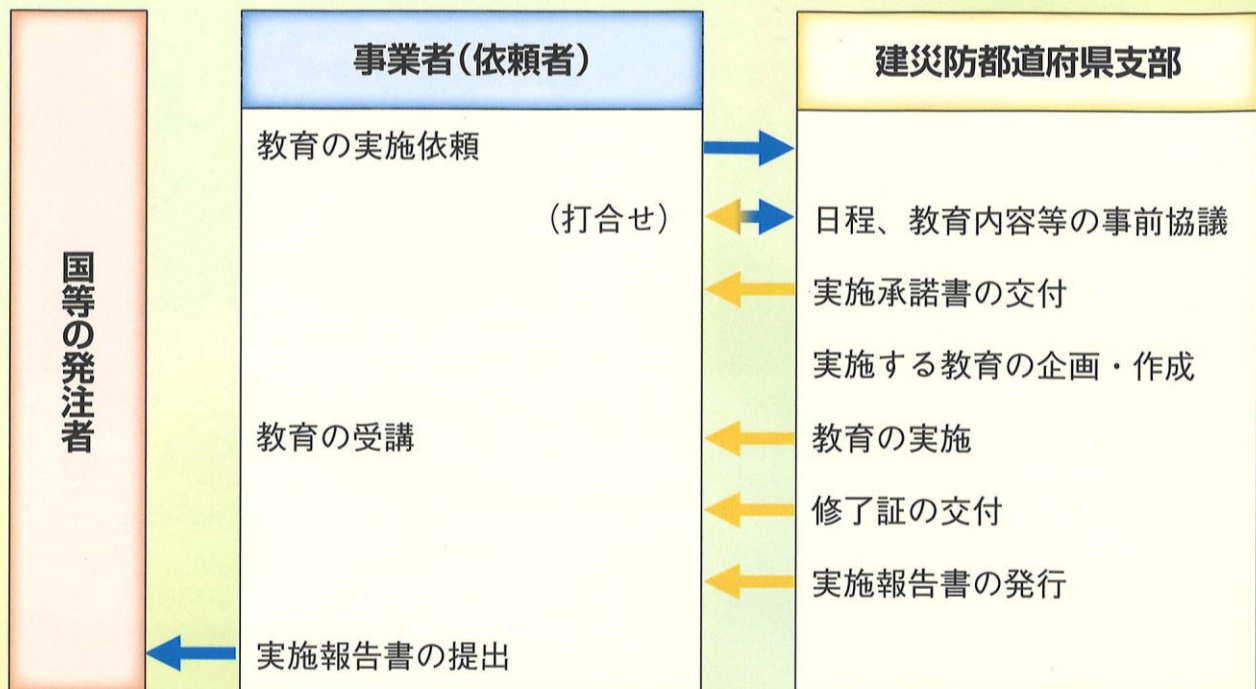
フルハーネス型安全帯のぶら下がり体験



現地KYの实地体験

※ひとり一人がこれから作業する現地で設備や工具類等を点検しながら、危険を予測し対策を立てて、災害を防止します。

建設従事者教育の実施の流れ



修了証交付及び実施報告書の発行

この教育を修了した受講者全員に、当該教育を実施したことを証する修了証を交付します。
また、本教育を依頼された事業者には、実施報告書を発行します。

〈修了証見本〉

表 面

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」 修 了 証		
氏 名		
生 年 月 日	年	月 日 生
修了証番号	発行年月日	事業者名
建設業労働災害防止協会		支部 ⑩

裏 面

この修了証は、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」を修了したことを証明するものです。 大切にしてください。	
備 考	

〈実施報告書見本〉

様式第4号	第△△-●●-001号
建設工事に従事する労働者に対する 安全衛生教育実施報告書	
〇〇〇〇建設工事共同企業体 〇〇〇工 事 作 業 所 殿	
貴事業場における『建設工事に従事 する労働者に対する安全衛生教育』 を別紙のとおり実施いたしましたの で、ここに報告いたします。	
平成 年 月 日	
建設業労働災害防止協会 〇 〇 〇 支 部 長	

様式第 1 号

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」
実 施 依 頼 書

平成 年 月 日

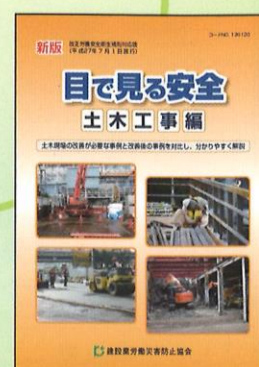
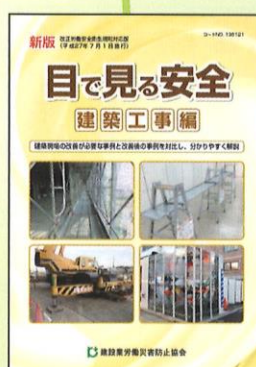
建設業労働災害防止協会
支部長 殿

会社（作業所）名	
代 表 者 名	印

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」の実施について、下記要領により申し込
みます。

1. 工事現場 作業所名	
2. 所在地	電話 () 担当者名
3. 発注者	
4. 工事概要	
5. 教育日程	令和 年 月 日 () 時～ 時
6. 教育対象者 の作業内容	教育対象者 人

本教育に使用する主な教材



実施のご依頼は建災防都道府県支部まで

支部名	電話番号
北海道	011-261-6187
青森	017-773-6200
岩手	019-623-4411
宮城	022-224-1797
秋田	018-823-5499
山形	023-642-3033
福島	024-522-2266
茨城	029-300-4638
栃木	028-639-3133
群馬	027-252-1669
埼玉	048-862-2542
千葉	043-225-8524
東京	03-3551-5372
神奈川	045-201-8456
新潟	025-285-7141
富山	076-478-4900

支部名	電話番号
石川	076-244-7146
福井	0776-24-1197
山梨	055-221-8810
長野	026-228-7200
岐阜	058-276-3743
静岡	054-255-1080
愛知	052-242-4441
三重	059-227-5922
滋賀	077-522-3232
京都	075-231-6587
大阪	06-6941-2961
兵庫	078-997-2323
奈良	0742-22-3345
和歌山	073-436-1327
鳥取	0857-24-2281
島根	0852-21-9004

支部名	電話番号
岡山	086-225-4132
広島	082-228-8250
山口	083-924-3743
徳島	088-622-3113
香川	087-821-5243
愛媛	089-943-5330
高知	088-822-0321
福岡	092-483-5101
佐賀	0952-26-2779
長崎	095-820-7755
熊本	096-371-3700
大分	097-538-0745
宮崎	0985-20-8610
鹿児島	099-257-9211
沖縄	098-876-5273



建設業労働災害防止協会 (略称: 建災防)

〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号 安全衛生総合会館7階
 TEL 03-3456-0618 (教育部直通)、03-3453-8201 (代表)
 FAX 03-3456-2458
 ホームページアドレス <https://www.kensaibou.or.jp/>